

# 青森県報

第四千三百五十八号

平成二十九年  
十月四日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

○公共測量の実施……………(監理課) ……一  
○右 同……………(同) ……一

### 公 告

○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する  
同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活  
文化課) ……二  
○農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……二  
○都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……四  
○建設業者の許可の取消し……………(西北地域  
局) ……八

## 告 示

### 青森県告示第六百九十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

七戸町

二 測量の種類

公共測量(空中写真測量・写真地図作成)

三 測量の期間

平成二十九年九月七日から平成三十年三月二十日まで

四 測量の地域

上北郡七戸町地内(七戸地区及び天間林地区)

### 青森県告示第六百九十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森県地方務局

二 測量の種類

公共測量(四級基準点測量)

三 測量の期間

平成二十九年九月二十五日から平成三十年二月二十八日まで

四 測量の地域

1 不動産登記法第十四条第一項の規定による地図作成のために設置した四級基準点の座標及び標高補正

青森市浪館前田一丁目、二丁目及び三丁目の全地域

2 不動産登記法第十四条第一項の規定による地図作成のための四級基準点の新設

青森市浪館前田四丁目、大字浪館字泉川、字平岡、字前田、字志田の全地域及び大字三内字里見の一部地域

## 公 告



鶴ヶ崎 長福	野田 誠一	東北農事組合 法人	東北農事組合 法人	姥名 光人	姥名 光人	株式会社八甲 田農場	天間 広孝	小又 上治	有限会社みら い天間林	天間 一博	田村 敬一	水尻 政雄	横山 憲一	仙南農産株式 会社	佐藤 達也	久保田 明則
上北郡東北町字鶴ヶ崎 三	上北郡東北町大字上野 字上野八五の一	上北郡東北町字滝沢平 七の三九	上北郡東北町字滝沢平 七の三九	上北郡東北町大字上野 字久保五の四	上北郡東北町大字上野 字久保五の四	上北郡七戸町字後平四 六〇の一〇	上北郡七戸町字家ノ裏 一九	上北郡七戸町字森ヶ沢 一八七の三	上北郡七戸町字家ノ下 六の二	上北郡七戸町字中野七 七の一	上北郡野辺地町字向田 七五の一	十和田市大字洞内字大 福平二四	南津軽郡藤崎町大字水 木字福西一九	宮城県亘理郡亘理町長 瀬字下新丁四二の五	南津軽郡藤崎町大字水 木字福西二五の一	南津軽郡藤崎町大字常 盤字四西田三一の三グ ロリアハイツ一〇〇号
上北郡東北町字黒志多六の二一	上北郡東北町大字上野字北谷地二四の 一ほか二筆	上北郡東北町字土場二七の一五	上北郡東北町字滝沢平七の二三のうち ほか三筆	上北郡東北町大字大浦字蟹沢八一ほか の二ほか五筆	上北郡東北町大字大浦字蟹沢八一ほか 二筆	上北郡七戸町字後平七六の一ほか一筆	上北郡七戸町字森ノ上三七五の一ほか 一筆	上北郡七戸町字南館向四一ほか二十一 筆	上北郡七戸町字家ノ上九ほか一筆	上北郡七戸町字築場川原五二の二	上北郡野辺地町字向田六六三ほか一筆	十和田市大字洞内字稲荷ノ下八〇ほか 六筆	南津軽郡藤崎町大字水木字駒田一六五	南津軽郡藤崎町大字藤崎字中真那板一 二〇のうち	南津軽郡藤崎町大字榊字福田二五の一	南津軽郡藤崎町大字中野目字前田東四 七の一ほか二筆

佐藤 幸雄	西村 忠志	佐々木 友彦	館 昇	館 昇	磯谷 達典	中川原 卓雄	中川原 卓雄	姥名 一満	姥名 一満	姥名 一満	山崎 賢造	大川 義博	川口 英康	久保田 隆幸	清水目 誠	向井 由広
三戸郡新郷村大字西越 字堂ヶ前一	三戸郡南部町大字平字 上平一七の一	三戸郡五戸町大字切谷 内字向田二二の二	むつ市大字奥内字姥沢 四の二	むつ市大字奥内字姥沢 四の二	三沢市大字三沢字園沢 二一九の三八〇	上北郡おいらせ町二川 目一丁目七三の二三九	上北郡おいらせ町二川 目一丁目七三の二三九	上北郡おいらせ町南下 田四八の七	上北郡おいらせ町南下 田四八の七	上北郡おいらせ町南下 田四八の七	上北郡おいらせ町洗平 三四	上北郡おいらせ町豊原 二丁目七四六	上北郡おいらせ町下屋 敷二	三沢市大字三沢字園沢 二一九の三八〇	上北郡東北町字上清水 目七	上北郡東北町字外姥沢 西平二
三戸郡南部町大字福田字西久根六一の 一	三戸郡南部町大字平字三部長根一五	三戸郡五戸町大字扇田字鳥内沢二五の 一ほか一筆	むつ市大字奥内字重兵衛名二ほか一筆	むつ市大字奥内字坂本三五ほか一筆	上北郡おいらせ町向山平七九八ほか五 筆	上北郡おいらせ町浜道七九五	上北郡おいらせ町浜道七九六ほか一筆	上北郡おいらせ町西下川原二四四	上北郡おいらせ町西下川原二四五	上北郡おいらせ町西下谷地三二〇ほか 三筆	上北郡おいらせ町瓢三三三の一	上北郡おいらせ町豊原一丁目五六四ほ か二筆	上北郡おいらせ町堤田二二三の一ほか 一筆	上北郡おいらせ町向山平四三八の一ほ か二筆	上北郡東北町字山添四二の四ほか二筆	上北郡東北町字外姥沢西平八三の一

小泉 泰成	三戸郡南部町大字小泉 字小泉一四	三戸郡南部町大字小泉字細尻一四
小泉 泰成	三戸郡南部町大字小泉 字小泉一四	三戸郡南部町大字小泉字上館野四四の 一ほか三筆
葛木 武男	三戸郡階上町蒼前西一 丁目九の二四五八	三戸郡階上町大字道仏字乙沢一八の一
有限会社小松 農林	三戸郡階上町大字道仏 字耳ヶ吹三〇の一	三戸郡階上町大字角柄折字東平四七の 一ほか一筆

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定によりむつ都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催する。で、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十九年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催の日時  
（横浜町） 平成二十九年十月二十九日 午前十一時から  
（むつ市） 平成二十九年十月二十九日 午後二時から
- 二 開催の場所

- （横浜町） どんどりの里 二階研修ホール  
上北郡横浜町字林ノ脇七九の七
- （むつ市） まさかりプラザ 三階会議室  
むつ市柳町一丁目一〇の二五
- 三 案件  
むつ都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）
- 四 公述の申出等
- 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。
- 2 公聴会に出席して意見を述べるときを申し出ることができる者は、むつ市及び横浜町の区域内に住所を有する者とする。
- 3 書面の提出期限  
平成二十九年十月二十三日までに到着のこと。
- 4 書面の提出先  
青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一  
むつ市建設部都市政策課 むつ市中央一丁目八の一  
横浜町企画財政課 上北郡横浜町字寺下三五
- 5 公述人の選定  
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。
- 五 都市計画変更案の概要

むつ都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路中1・5・1号むつ横浜線を次のように変更する。

種別	名称		位置		区域	構 造			備考
	番号	路線名	起 点	終 点		延長	構造形式	車線の数	
自動車専用	1・5・1	むつ横浜線	むつ市大字田名 部字前田	横浜町字豊栄平	約36,340m	2車線	10.5～ 20.5m	地表式の区間における 地鉄道等との交差の構造	

用 道 路

				大字中野沢 大字畑沢野 横浜町 字林ノ後					
	むつ市大字田名 部字前田	むつ市大字田名 部字上手内			約720m	地表式	2車線	10.5～ 13.5m	
	むつ市大字田名 部字上手内	むつ市大字田名 部字斗南岡			約580m	嵩上式	2車線	10.5～ 13.5m	
	むつ市大字田名 部字斗南岡	むつ市大字田名 部字下道			約350m	地表式	2車線	13.5m	
	むつ市大字田名 部字下道	むつ市大字田名 部字上道			約620m	掘割式	2車線	13.5m	
	むつ市大字田名 部字上道	むつ市大字田名 部字斗南岡			約660m	地表式	2車線	13.5m	
	むつ市大字田名 部字斗南岡	むつ市大字田名 部字斗南岡			約350m	嵩上式	2車線	13.5m	
	むつ市大字田名 部字斗南岡	むつ市大字田名 部字内田			約1,090m	地表式	2車線 ～ 4車線	13.5～ 20.5m	
	むつ市大字田名 部字内田	むつ市大字田名 部字内田			約880m	嵩上式	4車線	20.5m	
	むつ市大字田名 部字内田	むつ市大字田名 部字赤川ノ内並 木			約1,160m	地表式	2車線 ～ 4車線	13.5～ 20.5m	
	むつ市大字田名 部字赤川ノ内並 木	むつ市大字田名 部字内田			約1,010m	嵩上式	2車線	13.5m	
	むつ市大字田名 部字内田	むつ市大字田名 部字赤川ノ内並 木			約350m	地表式	2車線	13.5m	
	むつ市大字奥内 名部字赤川ノ内並 木	むつ市大字奥内 字大壺平			約1,560m	嵩上式	2車線	13.5m	
	むつ市大字奥内 字大壺平	むつ市大字奥内 字金谷沢			約660m	地表式	2車線	13.5m	
	むつ市大字奥内 字金谷沢	むつ市大字奥内 字鍋谷道			約3,330m	嵩上式	2車線	12.0～ 13.5m	
	むつ市大字奥内 字鍋谷道	むつ市大字奥内 字釜谷道			約430m	地表式	2車線	13.5m	



		横滨町字鷺ヶ根	横滨町字太郎須田		約1,760m	嵩上式	2車線	13.5m	
		横滨町字太郎須田	横滨町字上イタヤノ木		約540m	地表式	2車線	12.0～13.5m	
		横滨町字上イタヤノ木	横滨町字上イタヤノ木		約1,540m	嵩上式	2車線	13.5m	
		横滨町字上イタヤノ木	横滨町字向平		約1,120m	地表式	2車線	13.5m	
		横滨町字向平	横滨町字向平		約580m	嵩上式	2車線	13.5m	
		横滨町字向平	横滨町字向平		約430m	地表式	2車線	13.5m	
		横滨町字向平	横滨町字向平		約1,300m	嵩上式	2車線 ～ 4車線	13.5～ 20.5m	
		横滨町字吹越	横滨町字吹越		約130m	地表式	4車線	20.5m	
		横滨町字吹越	横滨町字吹越		約530m	掘割式	2車線 ～ 4車線	13.5～ 20.5m	
		横滨町字吹越	横滨町字吹越		約310m	地表式	2車線	13.5m	
		横滨町字吹越	横滨町字豊栄平		約620m	掘割式	2車線	13.5m	
		横滨町字豊栄平	横滨町字豊栄平		約380m	地表式	2車線	13.5m	
		横滨町字豊栄平	横滨町字豊栄平		約560m	嵩上式	2車線	13.5m	

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

- 青森県土整備部都市計画課
- むつ市建設部都市政策課
- 横滨町企画財政課

2 閲覧期間

3 閲覧時間

平成二十九年十月十日から同月二十三日まで  
午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

むつ都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人

住 所  
氏 名

意見の要旨及びその理由

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社 SINMEI
- 二 代表者の氏名 佐藤文宣
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字太刀打字常盤八三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第一一〇八二号
- 五 取消年月日 平成二十九年九月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業、舗装工事業及びしゅんせつ工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十九年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭